

令和 6 年 3 月 1 4 日

専決処分した議案の報告

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

諮問議案 1 件について、特に緊急を要しているものと判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第 5 条第 3 項の規定に基づき専決処分をしました。

同項ただし書きの規定に基づき、その処分に対する承認を求めます。

○ 特定水産資源くろまぐろの令和 5 管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）

諮問の日：令和 6 年 2 月 7 日

答申の日：令和 6 年 2 月 7 日

答申の内容：原案に同意する

専決処分とした理由：

このたびの諮問は、特定水産資源くろまぐろ（小型魚）の令和 5 管理年度の漁獲量について、知事管理区分「鳥取県その他漁業」の漁獲量が積み上がり、1 月末現在で漁獲可能量の消化率が約 8 割に達したことから、当該管理区分の漁獲可能量を超過しないよう、県留保枠から漁獲可能量を融通する変更を行おうとするもの。

「鳥取県その他漁業」は刺網等による混獲管理のための漁獲可能量が配分されており、当該管理区分に係る漁獲管理量を超え、採捕の停止等の措置がなされることは本県の沿岸漁業に大きな影響を与えることから、特に緊急を要しているものと判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第 5 条第 3 項の規定に基づき専決処分を行った。

【「鳥取県その他漁業」の漁獲量が増大した理由】

- ・刺網での混獲によるやむをえない漁獲が継続しているため：6～8 kg の小型魚

表 1 令和 5 年 1 月末現在の漁獲状況（単位：トン）

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	R6.1 末漁獲量	消化率
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	15.7	10.6	68%
	鳥取県その他漁業	0.1	0.08	80%
	県留保枠	0.2	-	-
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	6.4	0.4	6%
	鳥取県その他漁業	0.1	0.0	0%
	県留保枠	0.6	-	-

表 2 配分の変更及び変更後の漁獲量（単位：トン）

特定水産資源	知事管理区分	（変更前） 知事管理 漁獲可能量	増減	（変更後） 知事管理 漁獲可能量	（譲渡後） 知事管理 漁獲可能量	R6.2 末 漁獲量	消化率
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	15.7	—	15.7	15.7	10.6	68%
	鳥取県その他漁業	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	67%
	県留保枠	0.2	△0.2	0.0	0.0	-	-
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	6.4	—	6.4	1.8※	0.4	22%
	鳥取県その他漁業	0.1	—	0.1	0.1	0.0	0%
	県留保枠	0.6	—	0.6	0.2※	-	-

※大型魚 5 トン（鳥取県定置網漁業 4.6 トン、県留保枠 0.4 トン）は、消化見込みがなかったため、山口県に譲渡

（参考）鳥取海区漁業調整委員会規程（抜粋）

第 5 条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量に変更する。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	15.7 トン
	鳥取県その他漁業	0.3 トン
	県留保枠	0.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	6.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン



第202300284408号
令和6年2月7日

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 鈴木 由香利 様

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分
に配分する漁獲可能量の変更について (答申)

令和6年2月7日付第202300283885号で諮問のあったこのこと
について、原案に同意します。

委員会事務局 有田
電話 0857-26-7339
ファクシミリ 0857-26-8131



第202300283885号
令和6年2月7日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 鈴木 由香利
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分
に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定
に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更して定めたいので、同条第
5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。